

「クスリ」があなたを狙っている —薬物乱用の恐怖—

薬剤師 田辺 勝代

若者達の間で「ドラッグ」と呼ばれるシンナー、覚醒剤、大麻、その他の麻薬は、中枢神経系に作用し、苦痛や不安感を取り除き、快感や幸福感、幻覚や幻聴をももたらします。これらの薬物は、社会が複雑になればなるほど現実逃避の目的で安易に使われます。特に、覚醒剤は、眠気を抑え、疲労感を取り除くために徹夜の勉強や受験勉強に乱用されたり、食欲を減退させるためにダイエットと称して好奇心で使われることもあります。

しかし、最初は少量で効果が現れていた、これらの薬物を反復使用することで、薬物に対して「耐性」ができ効果が徐々に減弱し、同じ効果を期待するためにはさらに増量することが必要となります。つまり薬物なしでは、精神も身体も普通に機能しなくなる「薬物依存」の状態になるのです。

依存には、快感を得るためや不快感を除くために薬物を反復使用する「精神依存」と、不安、不眠、振戦（ふるえ）、けいれん、嘔吐、幻覚、幻聴、妄想などの離脱症状や禁断症状が出現する「身体依存」とがあります。一般的には、まず「精神依存」が現れ、次に「身体依存」が現れます。

「身体依存」は、ここで述べる全ての薬物に当てはまるものではありませんが、アルコール、シンナー、アヘン系麻薬など中枢神経抑制剤に現れます。これらの薬物は、中断すると離脱症状や禁断症状などの精神症状によって、自殺や暴行、傷害、殺人などの反社会的行動を起こします。一方、覚醒剤、コカインなど中枢神経興奮剤は、「身体依存」は顕著に現れませんが、「耐性」ができやすく、慢性中毒になりやすいのです。慢性中毒になると、分裂病に酷似した錯乱、幻覚、幻聴、妄想などの症状が現れ、多くの傷害事件が起こっています。

最近では、脱法ハーブ等の「違法薬物」が社会問題になっています。これらの薬物は、麻薬と同様の作用があり、麻薬以上に人体に対する危険性がある場合があります。対応する法律が無いため、所持や摂取、売買は禁止されていませんが、人体摂取目的に販売した場合薬事法違反となります。インターネット上で、法に抵触しないよう、クリーナーや芳香剤、研究用試薬、観賞用等を謳って販売されていることがあります。しかし、いかなる名目であっても、人体への摂取を目的として販売すれば違法となります。

薬物乱用の恐怖は、「依存性」を持つことです。つまり、**興味半分の軽い気持ちで始めたものが**、自分では、抜け出せない泥沼にはまり、人格破壊から殺人や傷害事件などを引き起こし、本人だけでなく家族、友人、それらを取り巻く多くの人々をも巻き込む社会問題になり得るのです。

開放感あふれる夏休みは、心の隙間に甘い魔の手が忍び寄って来ます!!!

「幸せでありたいと願う人生を、アルコール類、薬物等によって破滅させている人がいるのも現実です。あなたも被害者・加害者になるかもしれません。」

「健康診断証明書」の発行について

毎年4月に実施する「学生定期健康診断」を受診した学生に対して、当該年度内に限り「健康診断証明書」を発行しています。
2012年度の「健康診断証明書」は、2012年5月7日(月)から2013年3月25日(月)17時まで発行します。

1. 「証明書等自動発行機」による発行

- ①対 象 : 学生定期健康診断を受診し、所見のない学生。
- ②発行方法 : 学内各所に設置されている「証明書等自動発行機」で発行します。
操作方法などは、発行機に備え付けの「操作説明書」、「C Plus」等を参照してください。
- ③料 金 : 証明書(和文のみ) 1通 100円
- ④そ の 他 :
 - i. 自動発行機で発行する「健康診断証明書」は、和文のみです。英文等の証明書が必要な場合は、所属するキャンパスの保健センター窓口での発行となります。
 - ii. 出力された「健康診断証明書」の記載内容(氏名・生年月日等)を確認してください。記載に間違いがある場合は、所属するキャンパスの保健センター窓口はその証明書を持参してください。

2. 保健センター窓口での発行

- ①対 象 : 「証明書等自動発行機」で発行できない学生
定期健康診断を受診し、所見のある学生(二次検査対象者)
- ②発行方法 :
 - i. 「証明書等自動発行機」で発行できない学生については、発行機の証明書発行の操作画面に「健康診断証明書」が表示されませんので、所属するキャンパスの保健センター窓口にお越しください。証明書の発行可否について確認します。(多摩キャンパスは「①番窓口」へ)
 - ii. 窓口で発行できる場合は、「証明書自動発行機」で、手数料を納入して「健康診断証明書等申請書」の発行を受けてください。そして、その申請書を所属するキャンパスの保健センター窓口へ提出してください。
※窓口発行の場合は、所属するキャンパスの保健センターの窓口でのみ受け付けます。また、発行期限は2013年3月25日17時ですが、検査等の追加項目がある場合は、それに要する日時により決定します。
- ③料 金 :

証明書(和文)	1通	100円
証明書(英文)	1通	200円
その他	1通	500円

3. 「健康診断証明書」を発行できない場合

- ①学生定期健康診断を受診していても、「尿・血圧検査証明書」が未提出の場合。
- ②学生定期健康診断を未受診の場合。

お知らせ

二次検診について

保健センターでは、健康で充実した学生生活を送るため、定期健康診断結果、所見のある学生に対して、循環器、腎・泌尿器、内分泌・代謝・その他(貧血)と系統別に分類し、尿・血液・血圧・心電図・胸部エックス線等の二次検診を実施しています。

また、心臓メディカル検査の結果、所見のある学生に対して同様に二次検診を実施しています。

これらの検診は、病気の予防、早期発見・治療のために必要なものです。

本年度については、6月1日の呼吸器二次検診で終了しました。

保健センターで指定した日時に検診を受けていない学生については、外部医療機関を紹介しますので、保健センターに来所してください。

「尿・血圧検査証明書」の提出について

「尿・血圧検査証明書」は、入学時の健康状態を把握するための重要な「証明書」です。

「尿・血圧検査証明書」は、定期健康診断終了時に提出することになっていましたが、未提出者は、所属する下記キャンパスの保健センターに提出してください。

未提出のまま放置すると、就職・奨学金・留学等で必要な健康診断証明書は、発行できません。

記

1. 提出場所 【多摩キャンパス】 2号館2階 保健センター事務室
【後楽園キャンパス】 1号館1階 保健センター後楽園キャンパス分室
【市ヶ谷キャンパス】 1号館1階 保健センター市ヶ谷キャンパス分室
2. 提出に際しての注意
 - ①必要事項をすべて記入してください。
 - ②外部医療機関で証明を受けてください。

体組成計・血圧計の設置について

保健センターでは、学生・教職員の健康管理の一環として体組成計および自動血圧計を設置しています。

体組成計は、体内に貯蔵されている脂肪(体脂肪)や筋肉量を計定し、外見では見つからない肥満の発見や、行き過ぎたダイエットを防止する効果もあります。体脂肪の大部分は皮下に蓄積しますが、内臓の周囲に蓄積するものもあり、糖尿病、高脂血症、動脈硬化症、高血圧などの生活習慣病の原因ともなっています。ご自身の健康チェックに、体組成計を下記の要領でご利用してください。

記

1. 設置場所 【多摩キャンパス】 2号館2階 保健センター
【後楽園キャンパス】 1号館1階 保健センター後楽園キャンパス分室
【市ヶ谷キャンパス】 1号館1階 保健センター市ヶ谷キャンパス分室
2. 利用時間 【月～金】 診療日の 10:00～16:30
【土】 診療日の 10:00～11:30
(ただし、休業期間中は別途掲示します。)